別表十㈣の表のⅡを次のように改める。

Ⅱ　新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書

探鉱費基準額の計算	当期に支出した新鉱床探鉱費の額及び当期の探鉱用機械設備の償却額の合計額	29	円	基準準備金額の計算入	3年を経過した場合の益金算入額（(25)の計）	34	円
					任意取崩し等の場合の益金算入額（(26)の計）	35	
	(29)のうち国内の新鉱床探鉱費等の額	30			益金算入基準額 (34)＋(35)	36	
	(29)のうち海外の新鉱床探鉱費等の額	31		所得基準額の計算	所得金額総計又は個別所得金額仮計（別表四「41の①」又は別表四の二付表「49の①」）	37	
	(30)の額を超える探鉱準備金益金算入基準額	32			当期の新鉱床探鉱費の特別控除額	38	
	探鉱費基準額 ((29)又は((31)－(32)))	33			所得基準額 ((37)又は((37)－(38)))	39	
				特別控除額 ((33)、(36)と(39)のうち少ない金額)		40	